

【第8報】新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の活用等 について

訪問看護ステーション等に対するかかり増し経費の支援や、訪問看護ステーションの医療従事者や職員に対する慰労金についてお知らせします。介護保険法による指定を受けた訪問看護ステーションは「介護分」での申請となりますので、老健局長通知にもとづきます。

また、新型コロナウイルスに関する新たな情報をまとめましたのでご紹介いたします。

1. 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業【事業者支援】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止等を行う、すべての介護サービス事業所・施設等への支援です。（「5. 参考資料・サイト6」参照）

- 令和2年4月1日以降にかかる経費が対象で助成は1回に限る
- 支援上限額は訪問看護ステーションの場合：51万8千円
- 支援対象経費（かかり増し経費）の例：

衛生用品等感染症対策に要する物品購入、消毒費用、追加的人件費、自動車や自転車の購入またはリース、ICT機器の購入またはリース、医療機関や保健所等とのクラスター発生等の情報共有の通信運搬費等

2. 介護サービス再開に向けた支援事業【事業者支援】

在宅介護サービスの再開に向けた利用者への再開支援助成と、環境整備等の取組の助成です。（「5. 参考資料・サイト6」参照）

- ① 令和2年4月1日以降、サービス利用休止中（1か月間に1回も利用していない利用者）の利用者へ介護支援専門員と連携して再開に向けた調整等を行った場合、1利用者につき1回の助成
- ② 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業（事業者支援）
 - 令和2年4月1日以降、感染防止のための環境整備を行った事業所への助成
 - 支援経費：3つの密を避けてサービス提供を行うための環境整備用購入品費の助成
例：長机、飛沫防止パネル、換気設備、換気設備、（電動）自転車の購入またはリース、タブレット等のICT機器の購入またはリース（通信費用を除く）

別添 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)						
基準単価(単位:千円、1事業所又は1定員当たり)						
助成対象			(1)① 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業			
事業所・施設等の種別(※1)			令和2年4月1日以降、感染症を対策を徹底した上で、介護サービス提供を行うために必要な かかり増し経費が発生した介護サービス事業所・施設等(1~28)(※2)			
通所系	1	通常規模型	892	/事業所		
	2	大規模型(I)	1,137	/事業所		
	3	大規模型(II)	1,480	/事業所		
	4	地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)	384	/事業所		
	5	認知症対応型通所介護事業所	375	/事業所		
	6	通常規模型	939	/事業所		
	7	大規模型(I)	1,181	/事業所		
	8	大規模型(II)	1,885	/事業所		
訪問系	9	短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所	44	/定員		
	10	訪問介護事業所	534	/事業所		
	11	訪問入浴介護事業所	564	/事業所		
	12	訪問看護事業所	518	/事業所		
	13	訪問リハビリテーション事業所	227	/事業所		
	14	定期巡回・随時対応型訪問看護事業所	508	/事業所		
	15	夜間対応型訪問介護事業所	204	/事業所		
	16	居宅介護支援事業所	148	/事業所		
	17	福祉用具貸与事業所	148	/事業所		
	18	居宅療養管理指導事業所	33	/事業所		
	多機能型	19	小規模多機能型居宅介護事業所	475	/事業所	
		20	看護小規模多機能型居宅介護事業所	638	/事業所	
		21	介護老人福祉施設	38	/定員	
		22	地域密着型介護老人福祉施設	40	/定員	
		23	介護老人保健施設	38	/定員	
		入所施設・居住系	24	介護医療院	48	/定員
			25	介護療養型医療施設	43	/定員
			26	認知症対応型共同生活介護事業所	36	/定員
27			養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員30人以上)	37	/定員	
28			養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員29人以下)	35	/定員	
対象経費(※3)			a 衛生用品等の感染症対策に要する物品購入 b 外部専門家等による研修実施 c (研修受講等に要する)旅費・宿泊費、受講費用等 d 感染症発生時対応・衛生用品補充等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置等 e 感染防止を徹底するための面会室の改修費 f 消毒・清掃費用 g 感染防止のための増員のため発生する追加的人件費 h 感染防止のための増員等、応援職員に係る職業紹介手数料 i 自転車の購入又はリース費用 j 自転車の購入又はリース費用 k タブレット等のICT機器の購入又はリース費用(通信費用は除く) l 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の、資料・物品の使用料 m 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の職員の交通費、利用者の送迎に係る費用 n 訪問介護員による同行指導への謝金(通所系サービス事業所が訪問サービスを実施する場合) o 医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費			
助成額			・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ・また、1事業所・施設当たり上限額に達するまで助成することができる。 ・1事業所・施設に(1)①と(3)①②の両方を助成することができる。			

※1 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けている者であり、また

- 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。
- 介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。
- 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断すること。

※2 利用者又は職員に感染者が発生しているか否かは問わない

※3 かかり増し経費等として考えられるものを例示したものであるが、実際の助成に当たっては、実施主体である都道府県が、個々の事情を勘案し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための経費等であり、通常の介護サービスの提供時では想定されないものと判断できるものであれば、幅広く対象とする。

【5. 参考資料・サイト5】

**新型コロナウイルス感染症に係る
介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業**

令和2年度補正予算別添2
68.3億円(総事業費103億円)

○ 介護サービスは、要介護・要支援の高齢者やその家族にとって住み慣れた地域における生活を支えるために必要不可欠なものであり、新型コロナウイルス感染症による介護サービス提供体制に対する影響については、これをできる限り小さくすることが重要である。

○ このため、介護サービス事業所・介護施設等が、関係者との連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費等に対して支援を行う。

対象

1. 介護サービス事業所等におけるかかり増し経費支援

- 休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所
- 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・介護施設等
- 濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等

- 事業所・施設等の消毒・清掃費用
- マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用
- 事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等

※①～②の通所系サービス事業所が訪問サービスを実施する場合は、上記に加えて訪問サービスを実施する場合の費用(④と同じ)に対して追加の補助が可能

- ①～②以外の通所系サービス事業所が訪問サービスを実施する場合
- 訪問サービス実施に伴う人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当
- 訪問介護事業所に所属する訪問介護員による同行指導への謝金等

2. 上記「1」の①、②及び自主的に休業した介護事業所等との連携(※)に係るかかり増し経費支援

(※)利用者を受け入れた連携先事業所等

- 追加に必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等
- 利用者引き継ぎ等の際に生じる、介護報酬上では評価されない費用等

3. 都道府県等の事務費

補助額等

実施主体: 都道府県、指定都市、中核市
補助率: 国 2/3、都道府県・指定都市・中核市 1/3

※地方負担分については、「新型コロナウイルス感染症対応地域創生臨時交付金」の対象総事業費: 103億円(国68.3億円 都道府県・指定都市・中核市 34.2億円)

事業の流れ

```

          graph TD
            A[国] -- 交付 --> B[都道府県・指定都市・中核市]
            B -- 交付 --> C[①休業要請を受けた事業所  
②感染者が発生した事業所・施設  
③濃厚接触者に対応した事業所・施設等]
            B -- 交付 --> D[左記①、②及び自主的に休業した事業所等の連携先事業所]
            C --- E[消毒費用、衛生用品の購入]
            C --- F[割増賃金、手当の支給]
            D --- G[割増賃金、手当の支給]
            D --- H[利用者の費用]
            D --- I[引き継ぎ時の費用]
          
```

※1事業所・施設当たりの基準額を設定するとともに、それを超える場合は個別協議の枠組みもあり

【5. 参考資料・サイト6】

2

3. 介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業

都道府県が実施者で医療従事者や職員を対象とし、慰労金(非課税)を給付する事業です。

(「5. 参考資料・サイト6」参照)

●支援対象者

(1)利用者と接する職員

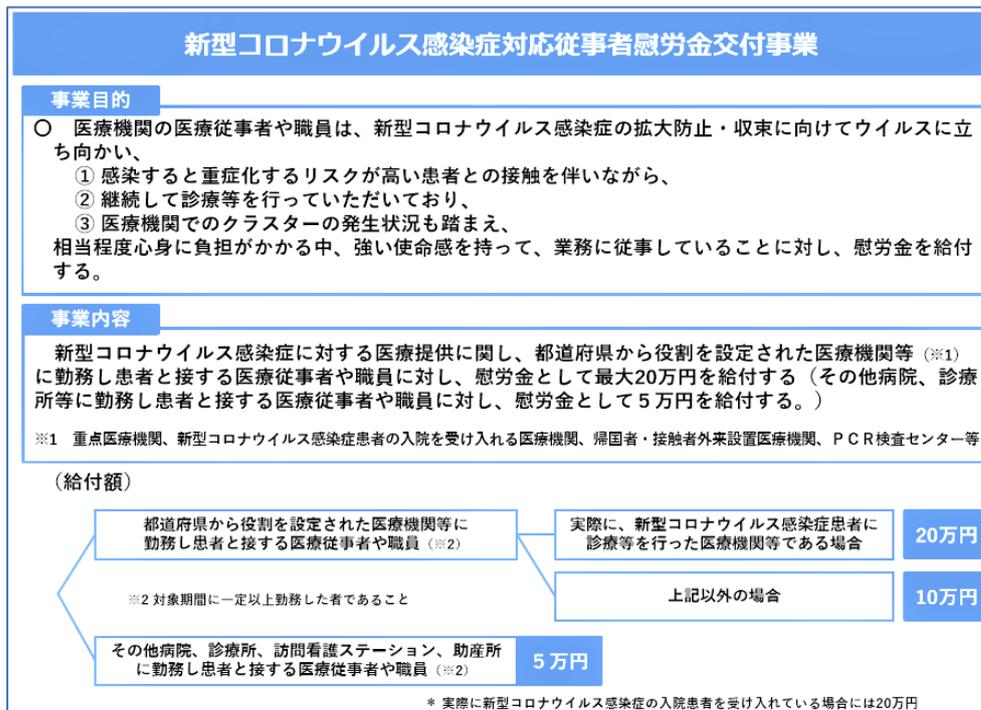
(2)次のいずれにも該当する職員

- ①第1例目感染者発生(又は緊急事態宣言の対象地域とされた日)から令和2年6月30日までの間に訪問看護ステーションに通算して10日以上勤務した者(有給休暇等の取得日は勤務に該当しない)
- ②慰労金の目的に照らし「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員

●1人につき1回に限る(介護サービス事業所・施設が申請する)

●支援額

- ①利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員
 - ・実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者にサービスを1度でも提供した職員):20万円
 - ・上記以外の職員:5万円
- ②①以外の介護サービス事業所・施設等に勤務し利用者と接する職員:5万円



(「5. 参考資料・サイト7」)

基準単価(単位:千円、1利用者又は1事業所又は1定員当たり)		(3)①在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業		(3)②在宅サービス事業所における環境整備への助成事業	
助成対象		令和2年4月1日以降、サービス利用状況中の利用者への利用再開支援を行った在宅サービス事業所(1~15、18~21)、居宅介護支援事業所(※2)		令和2年4月1日以降、感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所(1~21)	
事業所・施設等の種別(※1)					
通所系	1 通所介護事業所	通常規模型	/利用者	200	/事業所
	2 通所介護事業所	大規模型(Ⅰ)	/利用者	200	/事業所
	3 通所介護事業所	大規模型(Ⅱ)	/利用者	200	/事業所
	4 地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)		/利用者	200	/事業所
	5 認知症対応型通所介護事業所		/利用者	200	/事業所
	6 通所介護事業所	通常規模型	/利用者	200	/事業所
	7 通所リハビリテーション事業所	大規模型(Ⅰ)	/利用者	200	/事業所
	8 通所リハビリテーション事業所	大規模型(Ⅱ)	/利用者	200	/事業所
短期入所系	9 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所		/利用者	200	/事業所
訪問系	10 訪問介護事業所		/利用者	200	/事業所
	11 訪問入浴介護事業所		/利用者	200	/事業所
	12 訪問看護事業所		/利用者	200	/事業所
	13 訪問リハビリテーション事業所		/利用者	200	/事業所
	14 定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所		/利用者	200	/事業所
	15 夜間対応型訪問介護事業所		/利用者	200	/事業所
	16 居宅介護支援事業所	電話による確認(※3)	1.5(看護師等(※4)が協力した場合:4.5)(※5)	/利用者	200
17 居宅介護支援事業所	訪問による確認(※3)	3(看護師等(※4)が協力した場合:6)(※5)	/利用者	200	/事業所
多機能型	18 福祉用具貸与事業所		/利用者	200	/事業所
	19 居宅療養管理指導事業所		/利用者	200	/事業所
	20 小規模多機能型居宅介護事業所		/利用者	200	/事業所
入所施設・居住系	21 看護小規模多機能型居宅介護事業所		/利用者	200	/事業所
	22 介護老人福祉施設		-	-	-
	23 地域密着型介護老人福祉施設		-	-	-
	24 介護老人保健施設		-	-	-
	25 介護医療院		-	-	-
	26 介護療養型医療施設		-	-	-
	27 認知症対応型共同生活介護事業所		-	-	-
	28 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員30人以上)		-	-	-
	29 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員30人以下)		-	-	-
	30 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員30人以上)		-	-	-
対象経費(※6)					・3つの密(密集が悪い密閉空間)、多数が集まる密集場所及び閉鎖空間で感染が発生する事後措置)を通じてサービスの提供を行うために必要な環境整備に要する以下のもの(よむのみの購入費用等) a 長机 b 換気防止パネル c 換気設備 d (電気)自転車庫(リース費用含む) e タブレット等のICT機器(リース費用含む)。(通信費用は除く) f 感染防止のための内装改修費
助成額	・また、1事業所・施設における1利用者につき1回まで助成することができる。 ・1事業所・施設に(1)①と(3)①②両方を助成することができる。				・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の額が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 ・また、1事業所・施設につき上限額に達するまで助成することができる。 ・1事業所・施設に(1)①と(3)①②両方を助成することができる。
<p>※1 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けている者であり、また、各介護予防サービスを含むが、介護サービスに介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。</p> <p>※2 具体的には以下の事業所を指す。なお、実際にサービス利用につながらなかった場合は取扱いしない。</p> <p>※3 「在宅サービス事業所」：在宅サービス利用停止中の利用者に対して、介護支援員等と連携した上で、健康状態・生活ぶりの確認、希望するサービスの確認を行った上で、利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整(感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等)を行った場合</p> <p>※4 「在宅サービス事業所」：在宅サービスの利用停止中の利用者に対して、健康状態・生活ぶりの確認、希望するサービスの確認(感染対策に係る要望を含む)、サービス事業所との連携(必要に応じてケアプラン修訂)を行った場合</p> <p>※5 「一の確認」とは、1回以上電話による訪問を行った利用者で過去1ヶ月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者(居宅介護支援事業所においては、過去1ヶ月の間、在宅サービス事業所のサービスを1回も利用していない利用者)</p> <p>※6 「連携を行った」とは、1回以上電話等により連絡を行ったこと</p> <p>※7 「調整等を行った」とは、希望に応じた所要の対応を行ったこと</p> <p>※8 1利用者につき、16と17は併給不可である。</p> <p>※9 看護師、居宅管理指導員(医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士)</p> <p>※10 「協力した」とは、居宅介護支援事業所の介護支援専門員の依頼を受け、看護師等が訪問をした上で、所要の対応を行ったこと</p> <p>※11 かつお増し経費等として考えられるものを例示したものであるが、実際の助成に当たっては、実施主体である都道府県が、個々の事情を鑑み、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための経費等であり、通常の介護サービスの提供時では想定されないものと判断できるものであれば、幅広く対象とする。</p>					

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護分)

令和2年度第二次補正予算案
4,132億円

「5. 参考資料・サイト5)」

○ 介護サービスは高齢者やその家族の生活を支え、高齢者の健康を維持する上で不可欠。今後は、感染による重症化リスクが高い高齢者に対する接触を伴うサービスが必要となる介護サービスの特徴を踏まえ、最大限の感染症対策を継続的に実行しつつ、必要なサービスを提供する体制を構築する必要。

○ そこで、必要な物資を確保するとともに、感染症対策を徹底しつつ介護サービスを再開し、継続的に提供するための支援を導入。

○ また、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら介護サービスの継続に努めていきたい職員に対して慰労金を支給する。

事業内容

1 感染症対策の徹底支援

- 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供を支援【事業者支援】
(感染症対策に要する物品購入、外部専門家等による研修実施、感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置等の感染症対策実施のためのかかり増し費用)
- 今後に備えた都道府県における消毒液・一般用マスク等の備蓄や緊急時の応援に係るコーディネート機能の確保等に必要となる費用【都道府県支援】

2 介護施設・事業所に勤務する職員に対する慰労金の支給

- 新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者に対応した施設・事業所に勤務し利用者と接する職員に対して慰労金(20万円)を支給
- 上記以外の施設・事業所に勤務し利用者と接する職員に対して慰労金(5万円)を支給

3 サービス再開に向けた支援

- ケアマネジャーや介護サービス事業所によるサービス利用休止中の利用者への利用再開支援(アセスメント、ニーズ調査、調整等)等

4 都道府県の事務費

補助額等

実施主体: 都道府県
補助率: 国 10/10

事業の流れ

```

graph TD
    A[国] -- 交付(10/10) --> B[都道府県]
    B -- 交付 --> C[感染症対策の徹底支援]
    B -- 交付 --> D[職員への慰労金の支給]
    B -- 交付 --> E[サービス再開支援]
    C --> F[感染症対策に必要な物品や研修等のかかり増し費用]
    D --> G[職員への慰労金]
    E --> H[利用者へのアセスメント]
    H --> I[再開準備]
    
```

「5. 参考資料・サイト7)」

※1. ～3. に関する実施要綱や申請書類、申請の手順等は、厚生労働省サイト「『介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業等及び職員に対する慰労金の支給事業』について」（5. 参考資料・サイト13）」参照をご参照ください。

詳細は、各都道府県の介護保険課担当部署にお問合せください。

※なお、健康保険法の指定のみを受けている訪問看護事業者は「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）」に関する資料「5. 参考資料・サイト8)9）」をご参照ください。

4. その他トピックス情報

1)濃厚接触者全例がPCR 検査対象（「5. 参考資料・サイト10）」参照

検査対象者が拡大され、濃厚接触者全例がPCR 検査対象となりました。

2)会話や発声による感染伝播のリスク（「5. 参考資料・サイト11）」参照

通常の会話や発声によるマイクロ飛沫の発生が、感染リスクとなることが明らかになりました。これまででは飛沫・接触感染対策が中心でしたが、これに加えて会話・発声による感染伝播にも気をつけなければいけません。夏季にかけて熱中症に注意しつつ、人と接する時や密になる時はマスクの着用を続けましょう。

3)退院に関する基準の変更（「5. 参考資料・サイト12）」参照

新たな退院の基準が、以下のようにになりました。原則①に該当する場合ですが、②に該当する場合でも差し支えないこととされました。

①発症日から10日間経過しかつ症状軽快後72時間経過した場合

②発症日から10日間経過以前に症状軽快後24時間経過した後に拡散増幅法による検査又は抗原定量検査を行って陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い陰性が確認された場合

4)新型コロナウイルス感染症緊急アンケート調査の結果をHPに掲載

本財団会員でWeb調査に回答のあった訪問看護ステーションの、新型コロナウイルス感染症（疑い含む）療養者の看護や、スタッフのメンタルヘルス、訪問看護ステーションの収支状況および臨時的措置の活用等を調査した結果です。ぜひご参照ください。

URL：<https://www.jvnf.or.jp/blog/info/200706news-release>

5. 参考資料・サイト

1)厚生労働省サイト「新型コロナウイルス感染症について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

2)厚生労働省サイト「介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html

- 3)厚生労働省サイト「新型コロナウイルスに関する Q&A(医療機関・検査機関の方向け)」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00004.html#Q5
- 4)厚生労働省サイト「新型コロナウイルスに関する Q&A(企業の方向け)」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000644312.pdf>
- 5)厚生労働省老健局長「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)の実施について」
令和2年6月19日
<https://www.mhlw.go.jp/content/000641923.pdf>
- 6)厚生労働省老健局老人保健課事務連絡「訪問系サービス事業所の介護サービス継続に向けた支援について」令和2年6月15日
<https://www.mhlw.go.jp/content/000640619.pdf>
- 7)厚生労働省「令和2年度 厚生労働省第二次補正予算案(参考資料)」
<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/20hosei/dl/20hosei04.pdf>
- 8)厚生労働省医薬・生活衛生局総務課他事務連絡「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)の実施に当たっての取扱いについて」令和2年6月16日
<https://www.mhlw.go.jp/content/000640953.pdf>
- 9)厚生労働省健康局結核感染症課他事務連絡「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ&A(第4版)について」令和2年7月3日
<https://www.jvnf.or.jp/newinfo/2020/200703tsuchi.pdf>
- 10)国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」令和2年5月29日
<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-02-200529.pdf>
- 11)日本感染症学会「一般市民向け 第一波を乗り越えて、いま私たちに求められる理解と行動」令和2年6月15日
http://www.kansensho.or.jp/uploads/files/topics/2019ncov/covid19_rikai_200615.pdf
- 12)厚生労働省健康局結核感染症課長「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就労制限の取扱いについて(一部改正)」令和2年6月25日
<https://www.mhlw.go.jp/content/000644312.pdf>
- 13)厚生労働省サイト「『介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業等及び職員に対する慰労金の支給事業』について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00144.html

日本訪問看護財団ホームページ

<https://www.jvnf.or.jp/>

日本訪問看護財団「新型コロナウイルス感染症対策のお知らせ」

<https://www.jvnf.or.jp/blog/info/korona>